

旧松倉保育園施設利活用に係る事業者募集要項

令和7年3月

魚津市

目 次

1	事業提案募集の趣旨.....	1
2	募集の内容と選考.....	1
3	施設の概要.....	1
	（園舎平面図）.....	3
	（施設位置図、航空写真）.....	4
4	事業提案の諸条件.....	5
	（1） 参加資格	
	（2） 提案事業に求める事項	
	（3） 契約の方法	
	（4） 譲渡の条件	
	（5） 貸付の条件	
5	利活用における制約.....	8
	（1） 技術基準	
	（2） 構造上の制約	
	（3） 供給処理（上水、下水、電気及び電話、ガス）	
	（4） 住民の生活環境への配慮	
	（5） 看板等の設置や景観への配慮	
	（6） 園舎敷地内の立木	
	（7） 問合せ先	
	（8） その他	
6	応募方法.....	8
	（1） 募集要項の配布	
	（2） 公募スケジュール	
	（3） 事業者向け説明会・施設見学会	
	ア 事業者向け説明会・施設見学会の開催について	
	イ 参考図面の貸出しについて	
	ウ 設計技術者による現地確認について	
	（4） 質問の受付及び回答について	
	（5） プロポーザルの参加申込みについて	

7	提出書類等.....	11
	(1) 提出書類及び提出期限	
	(2) 提出書類の体裁	
	(3) 提出方法	
	(4) 書類に使用する言語等	
	(5) 書類の返却	
8	審査と評価方法.....	12
	(1) 資格審査	
	(2) 選定審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	
	(3) 審査結果の公表	
	(4) 評価項目と配点	
9	地域説明会.....	13
10	失格事項.....	13
11	辞退.....	13
12	その他.....	13
13	事務局.....	14

（様式集）

1 事業提案募集の趣旨

松倉保育園は、昭和 43 年に開園し、平成 16 年に現在の場所に移転新築しましたが、児童数の減少により、令和 5 年 4 月から休園、令和 6 年 9 月に閉園となりました。

市では、旧松倉保育園を有効に活用し、市全体の振興や地域の活性化を図るため、園舎及び園舎敷地を一体的に活用する事業者を幅広く募集します。

2 募集の内容と選考

本件は、民間事業者が旧松倉保育園の園舎及び園舎敷地を一体的に取得し、又は借り受けた上で、民営の施設を整備し、事業を運営することについて、提案を募集するものです。

事業の優先交渉権者の決定に当たっては、公募型プロポーザル方式により選定するものとし、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。審査は、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

優先交渉権者は、市との間で、契約の締結その他必要な手続を行った後に事業に着手するものとします。

3 施設の概要

(1) 名 称 旧松倉保育園

(2) 所 在 地 魚津市金山谷 2899 番 2

(3) 面 積 延床面積 約 454.59 m²

敷地面積 約 1,604.32 m²

※当該面積は、市で計測した概算面積です。契約の締結に当たっては、敷地外周の実測面積による契約となります。

(4) 区域区分 都市計画区域内 区分区域未設定

用途地域設定無し 防火地域等指定無し

(5) 接 道 敷地南側 市道とみ里団地 1 号線（幅員 5.5m 以上の市道）

(6) 交 通 北陸自動車道・魚津 IC から 5.5km 車で約 10 分

あいの風とやま鉄道・魚津駅から 5.4km 車で 14 分

富山地方鉄道・西魚津駅から 3.6km 車で 8 分

魚津市民バス坪野ルート松倉保育園口から 210m 徒歩で 3 分

(7) 主な建築物

施設名	構造/階層	延床面積	建築年	備 考
園舎	W/平屋建	454.59 m ²	平成 16 年 12 月	

(8) 主な設備

設備名	設置状況、規格等	備 考
①電気	幹線 単相 3 線式 200V/100V 分岐 単相 2 線式 100V 単相 2 線式 200V	
②上水道	水道接続済	
③污水处理	公共下水道接続済	
④雨水処理	雨水調整施設等なし 道路側溝に放流済	
⑤ガス	プロパンガス	火気を使用する場合は、事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し設置してください。 使用についてはガス事業者にお問合せください。
⑥湯沸し器	調理室 1 基 乳児室便所 2 基 休憩室 1 基	
⑦厨房設備	一槽テーブル付シンク 1 台 冷凍冷蔵庫 1 台 検食用冷凍庫 1 台 三槽シンク 1 台 包丁・マナ板殺菌庫 1 台 スチームコンベクションオープン 1 台 ガス回転釜 1 台 食器洗浄機 1 台 食器消毒保管庫 1 台 等	電気製品については、いずれも、20 年以上経過した設備で法定耐用年数を超過しており、使用不能の場合があります。
⑧空調設備	空調設備設置 各部屋 床暖房設備設置 乳児室、ほふく室 電気蓄熱式暖房設備設置 保育室 1、保育室 2、保育室 3、 遊戯室	いずれも、20 年以上経過した設備で法定耐用年数を超過しており、使用不能の場合があります。
⑨消防設備	消火器、自動火災報知設備	事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し、再利用や新規設置してください。
⑩通信設備	電話回線、インターネット回線、 ケーブル TV、インターホン	
⑪機械警備	空間センサー（赤外線温度変化） 事務室、玄関ホール、乳児室、 乳児室横便所、保育室 1、保育 室 2、保育室 3、遊戯室、保育 室 3 前廊下 マグネットセンサー（窓開閉状態） 事務室窓、調理室窓、調理室前 室窓、休憩室窓 押ボタン 事務室、遊戯室前廊下	現在も機械警備を行っています。 専用の電話回線が残されています。 機器等については富山県総合警備 保障株式会社と協議してください。

(9) 備品

市所有の備品については、譲渡又は無償貸与することもできます。譲渡又は無償貸与を希望する場合は、市と協議して決めるものとします。

(10) 特記事項

ア 建物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の児童福祉施設等（保育所）の用途として建築されていますので、異なる用途として使用する場合には、建物自体の改修が必要となる場合があります。また、用途変更の確認申請が必要となる場合があります。

イ 施設・設備は、基本的に閉園時の状態のままとなっています。平時は利用されていません。

ウ 便所は大人用（洋式）が4つのみとなります。残りは幼児用となりますので、必要に応じて改修してください。

エ 園庭に遊具があります。最後に点検をしたのは令和4年11月3日です。

オ 埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

カ アスベスト含有建材等について、調査は実施していません。

キ 地籍調査は未実施です。

ク 建物は未登記です。

ケ 土地は一部未分筆です。

(園舎平面図)



(施設位置図)



(航空写真)



4 事業提案の諸条件

(1) 参加資格

本事業提案のプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- ア 法人格を有する単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループであること、若しくは、本事業の実施に当たり法人格を取得する予定の団体であること。
- イ 提案事業における施設の設計・改修及び契約期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有する者であること。
- ウ 本要項の公表の日（令和7年3月28日）から決定の日までに、魚津市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 破産法（昭和16年法律第75号）第18条若しくは第19条に規定する破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ク 本要項の公表の日（令和7年3月28日）現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(2) 提案事業に求める事項

- ア 産業振興や福祉の向上、雇用促進、地域防災への協力、その他住民サービスの向上等、市全体の振興や地域の活性化に資する事業であること。
- イ 園舎及び園舎敷地を一体的に活用する提案であること。
- ウ 事業の継続性が高いこと。
- エ 応募者が、自ら調達した資金等を活用し、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。
なお、改修計画の提案に当たっては、建築設計に携わる者による現地確認を行うなど、建築申請等を前提としたものであること。
- オ 事業所の開設及び施設の改修・運営に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令、条例等を遵守すること。

(3) 契約の方法

本事業の着手に当たり、基本的な事項（事業者（優先交渉権者）と市との役割・責任区分に応じた連携協力、事業計画等）を定めた基本協定を締結し、建物及び土地の譲渡又は貸付

けに係る契約に向けた手続及び協議を行い、各種手続及び協議が調った後、建物及び土地の譲渡又は貸付けに係る契約を締結します。

(4) 譲渡の条件

譲渡する場合の条件は、市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、別途、契約書により定めるものとします。以下に市の基本的な考え方を示しますが、事業者の提案内容や協議によって変更となる場合があります。

項目	内容
譲渡者（所有権者）	魚津市
対象施設	園舎及び園舎敷地 一括を原則とし、園舎の一部について使途がない場合であっても、事業者が最低限の範囲内でそれらの維持管理を行うものとします。
事業実施期間	事業開始の日から5年以上提案に係る事業を継続して実施するものとします。
譲渡面積	延床面積 約 454.59 m ² 敷地面積 約 1,604.32 m ² 譲渡の際に測量を行い、譲渡面積を確定するものとします。
譲渡料	市が定める基準額を最低価格とし、提案された価格に基づき、事業者と協議の上、合意した金額により契約するものとします。 なお、契約金額は、消費税及び地方消費税を加算した額とします。
譲渡基準額	建物及び土地 20,893,000 円（別途消費税及び地方消費税）
譲渡料の支払い	契約締結時に譲渡料の100分の10以上の額の契約保証金を市が発行する納入通知書により納付していただきます。 契約保証金は譲渡料の一部として充当しますので、譲渡料と契約保証金の差額を契約締結後60日以内に納付していただきます。
譲渡の制限	契約締結日から5年間は、売買、贈与、交換、出資等により施設の所有権を第三者に移転してはなりません。
引き渡しの状況	現状有姿（あるがままの姿）での引き渡しの基本となります。
契約不適合責任	契約締結後に、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、本物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
契約において事業者が負担する費用	①契約に要する費用 ②測量、分筆等に要する費用 ③所有権移転に要する費用 ④施設の取り壊し、改修等に要する費用 なお、事業者の申し出により契約を解除する場合は、事業者が建物等に投じた費用の一切を市に請求することはできないものとします。

(5) 貸付の条件

貸付する場合の条件は、市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、別途、契約書により定めるものとします。以下に市の基本的な考え方を示しますが、事業者の提案内容や協議によって変更となる場合があります。

項目	内容
貸付者（所有権者）	魚津市
対象施設	園舎及び園舎敷地 一括を原則とし、園舎の一部について使途がない場合であっても、事業者が最低限の範囲内でそれらの維持管理を行うものとします。
契約期間	契約期間は、契約締結日から5年以上を原則とします。ただし、市及び事業者のいずれからも特段の申し出が無い場合は、契約を更新することができるものとし、以後同様とします。 また、提案内容により、長期の契約を認めることもあります。
貸付面積	延床面積 約 454.59 m ² 敷地面積 約 1,604.32 m ² 貸付の際に測量を行い、貸付面積を確定するものとします。
貸付料	市が定める基準額を最低価格とし、提案された価格に基づき、事業者と協議の上、合意した金額により契約するものとします。 なお、契約金額は、消費税及び地方消費税を加算した額とします。
貸付基準額	建物及び土地 1,198,000 円／年（別途消費税及び地方消費税）
貸付料の支払い	貸付料は、毎年市が定める期日まで支払うものとします。 また、契約締結時に年間貸付料の2分の1相当額の契約保証金を市に預託するものとします。預託金は、賃貸借の終了後に債権債務を相殺の上、無利息で返還します。
賃借権譲渡・転貸の制限	書面による魚津市の承諾を得ることなく、賃借権の譲渡又は転貸を行うことはできません。
引き渡しの状況	現状有姿（あるがままの姿）での引き渡しの基本となります。
契約不適合責任	契約締結後に、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、本物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
契約において事業者が負担する費用	①契約に要する費用 ②建物等の修繕、更新、改修に係る工事や用途変更に要する費用 ③光熱水費及び施設の維持管理費等に要する費用（初年度分は引渡日以降） ④建物保険料 ⑤事業期間中における破損等の修繕に要する費用

	⑥敷地内の樹木等の維持管理に要する費用 ⑦新築又は増築した建物・構築物や搬入した設備の解体・撤去に要する費用 なお、事業者の申し出により契約を解除する場合は、事業者が建物等に投じた費用の一切を市に請求することはできないものとします。
原状回復	原則として、既存園舎を改修した部分に係る原状回復は不要としますが、事業者が新築又は増築した建物・構築物や搬入した設備については、事業者が解体・撤去し、契約前の状態に戻して市に返還するものとします。

5 利活用における制約

(1) 技術基準

事業者は、都市計画法第33条各号に掲げる技術基準等を満たす内容で活用事業を行うこととなります。(例：雨水排水の調整のための貯留施設の設置等)

(2) 構造上の制約

建物の使用用途が変わる場合は、想定される床への積載荷重も変わります。(建築基準法で定められた荷重を確認してください。)用途に合わせた積載荷重で構造上の安全確認をしてください。また、壁や床スラブに開口を設ける場合などにも、構造上の安全確認を可能な範囲で行ってください。

(3) 供給処理(上水、下水、電気及び電話、ガス)

区分	説明
上水	本施設は、水道を利用した施設です。
下水	本施設の建物内の排水は、公共下水道(分流式)に接続されています。
電気及び電話	追加で電気及び電話の引込みが必要となる場合は、電気事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。なお、電気工作物に関しては、区分開閉器が更新推奨時期を経過していることから、事業者は提案事業に合わせた機器更新を必ず行ってください。(市では、市の電気代負担に係る機器更新のみを行う予定としています。)
ガス	火気の使用に関しては、消防法の届けについて東部消防組合魚津消防署に相談してください。 なお、本施設には都市ガスの供給はありません。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

(4) 住民の生活環境への配慮

住宅地に近接する施設であることから、周辺への騒音や振動、悪臭等による影響を最大限抑制するとともに、関係法令に基づき、各種施設の設置などにおける届出及び規制基準を遵守してください。

(5) 看板等の設置や景観への配慮

看板を設置する場合、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、富山県景観条例（平成 14 年富山県条例第 45 号）及び富山県屋外広告物条例（昭和 39 年富山県条例第 66 号）に則って施工してください。詳細については、魚津市都市計画課と協議してください。

(6) 園舎敷地内の立木

園舎敷地内の立木の伐採は、事前に魚津市総務課と協議の上、事業者の費用負担により行うことができます。

(7) 問合せ先

相談内容	担当課	電話番号
建築基準法に関する事	新川土木センター建築課	0765-22-9117
開発許可に関する事	魚津市都市計画課（まちづくり交通係）	0765-23-1026
都市計画に関する事	魚津市都市計画課（まちづくり交通係）	0765-23-1026
景観に関する事	魚津市都市計画課（建築住宅係）	0765-23-1031
屋外広告物に関する事	魚津市都市計画課（建築住宅係）	0765-23-1031
消防法に関する事	東部消防組合魚津消防署	0765-24-7980
地下水の利用に関する事	魚津市生活環境課（環境政策係）	0765-23-1004
生活環境に関する事	魚津市生活環境課（環境政策係）	0765-23-1004
水道に関する事	魚津市水道課	0765-23-1014
下水道に関する事	魚津市下水道課	0765-23-1039

(8) その他

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜、関係法令を所管する窓口にご相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

6 応募方法

(1) 募集要項の配布

本要項については、令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 5 月 13 日（火）まで本市ホームページ（<http://www.city.uzu.toyama.jp>）からダウンロードできます。

(2) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは次のとおりです。必須事項について、日程の都合が合わない場合はご相談ください。

内容	日程
募集要項の公表、配布開始	令和7年3月28日（金）
事業者向け説明会・施設見学会参加申込期限	令和7年4月11日（金）
事業者向け説明会・施設見学会【必須】	令和7年4月16日（水）午前10時～12時
質問受付期間	令和7年4月16日（水）～5月8日（木）
質問に対する最終回答	令和7年5月12日（月）
プロポーザル参加申込期限	令和7年5月13日（火）
応募書類の受付期限	令和7年5月20日（火）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年5月29日（木）
優先交渉権者の決定通知発送	令和7年6月5日（木）
基本協定の締結	令和7年6月中
契約の協議、締結	基本協定の締結以降

※このスケジュールは、進捗状況等により変更する場合があります。

(3) 事業者向け説明会及び現地見学会

ア 説明会・施設見学会の開催について

事業者向け説明会及び施設見学会を令和7年4月16日（水）に実施します。

参加申込は、令和7年4月11日（金）までに、様式集の「【様式1】説明会・施設見学会参加申込書」に必要事項を記入し、事務局（soumu@city.uzul.g.jp）に電子メールでお申し込みください。

なお、事業者向け説明会及び施設見学会は必ず参加するものとし、現地集合・現地解散となります。

イ 図面等貸与及び複写について

設計技術者向けの参考図面の貸出しを随時行います。「【様式2】参考図面等貸与申請書」に記載された条件に同意の上、必要事項を記入し、事務局へ提出してください。図面等は1部しかないものもありますので、利用後に速やかに返却してください。なお、図面等の複写については、本事業への活用に限り認めるものとします。

ウ 設計技術者による現地確認について

建築申請等を前提とした施設整備計画を立案していただくため、必要に応じて、建築設計に携わる技術者などによる現地確認を行ってください。

(4) 質問の受付及び回答について

ア 質問の受付

質問事項がある場合は、令和7年4月16日（水）から令和7年5月8日（木）までを質問受付期間としますので、「【様式9】質問書」により事務局に電子メールでお問い合わせ

ください。

なお、口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

イ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページで公表します。回答の公表をもって、本要項の修正又は追加とし、本要項と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。

質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容については注意してご記入ください。なお、質問者の所属氏名等は公表しません。

また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

(5) プロポーザル参加申込みについて

プロポーザルに参加される事業者は、令和7年5月13日（火）までに「【様式3】応募申込書」を事務局へ提出してください。この書類提出をもって、本プロポーザルへの正式な申込みとします。

7 提出書類等

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。その他必要と認める場合には、下記以外の書類等の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数	提出期限	提出方法
【様式1】説明会・施設見学会参加申込書	1部	4月11日（金）	電子メール
【様式2】参考図面等貸与申請書	1部	随時	電子メール
【様式3】応募申込書	1部	5月13日（火）	電子メール
【様式4】構成員調書（共同による応募の場合）	正本1部 副本7部	5月20日（火）	持参又は郵送
【様式5】誓約書			
【様式6】事業提案書			
【様式7】法人概要書			
法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明で発行3か月以内のもの）			
印鑑登録証明書			
納税証明書 （納税義務が無い場合は【様式8】申立書）			
財務関係書類（直近実績3年分） 資金収支計算書、損益計算書、貸借対照表、 財産目録等			

(2) 提出書類の体裁

提案書等は8部（正本1部、副本7部）全てについて、左側に2穴パンチを施した上、1

部ずつ左上をクリップでまとめてください。また、提案書と同じ内容の電子データ（PDF ファイル）を CD-R 等の記録媒体に記録して、書類とともに提出してください。

（３） 提出方法

提案書等は８部は、担当窓口（市役所２階総務課）まで持参又は郵送とします。郵送する場合は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。郵送の場合には事前に郵送提出の旨を事務局まで連絡してください。

（４） 書類に使用する言語等

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位としてください。

（５） 書類の返却

提出された書類は、返却しないものとします。

８ 審査と評価方法

（１） 資格審査

事務局が、応募者より提出された提案書等の書類を審査し、書類に不備がある場合には、期限を定めて補正や追加提出等を指示します。

（２） 選定審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募者の提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、旧松倉保育園施設活用事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提案事業の内容、計画性その他の評価項目に基づき総合的に審査します。審査委員会の各委員が評価項目に基づき点数評価し、その合計点数の最も高い提案者を優先交渉権者に、次に高い提案者を次点交渉権者に選定します。また、合計点数の最も高い提案者が２者以上あるときは、委員の協議により決定します。

なお、審査委員会において、提出された提案が適格でないと判断された場合には、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない場合があります。

（３） 審査結果の公表

選定審査の結果については、本市ホームページで公表するほか、参加者に対して郵送で通知します。

なお、評価の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付けません。

（４） 評価項目と配点

審査委員会の委員は、提案事業について、次の項目を評価するものとします。

評価項目	配点
1 提案事業のコンセプト及び内容	40
①事業コンセプトの卓越性	(10)
②事業内容の具体性	(10)
③市全体の振興・地域の活性化等への貢献度	(20)
2 事業計画及び資金計画	40
①事業計画及び資金計画の実現性	(20)
②事業の安定性・継続性	(20)
3 希望価格	20
計	100

9 地域説明会

優先交渉権者は、後日、提案事業の内容について地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、市と協議を行うこととします。

10 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出書類等が本要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められる場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 選定審査以外の場において、直接、間接を問わず、審査委員との接触があったと認められる場合

11 辞退

「【様式3】応募申込書」等の提出後に辞退する場合は、「【様式10】応募辞退届」に辞退の理由を明記し、令和7年5月20日（火）（必着）までに電子メールで事務局に提出してください。提出方法は、持参又は郵送とします。

12 その他

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案事業等の内容については、公表する場合があります。
- (3) 市の総合計画や統計資料など市政に関する各種資料については、本市ホームページなどをご活用ください。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認の上、適切に対応してください。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

13 事務局

魚津市 総務部 総務課 行政行革係

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

TEL：0765（23）1019 FAX：0765（23）1051

E-mail：soumu@city.uzo.lg.jp